

船舶事故調査報告書

令和6年10月2日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	沈没
発生日時	不明（令和5年9月23日 14時30分ごろ～25日 06時40分ごろの間）
発生場所	静岡県御前崎市御前崎港 御前崎港防波堤C灯台から真方位168°770m付近 （概位 北緯34°36.5′ 東経138°13.4′）
事故の概要	遊漁船 桜丸は、岸壁に係留中、沈没した。
事故調査の経過	令和5年10月19日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	遊漁船 桜丸、5.9トン SO2-5381（漁船登録番号）、個人所有 第273-11199号（船舶検査済票の番号） ディーゼル機関、船内機、4サイクル、出力279.50kW、回転 数毎分2,700、6気筒、ボア105.8mm、使用燃料軽油、機関 製造日不詳、平成13年9月17日進水
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特定
負傷者	なし
損傷	主機等に濡損（全損）
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 4、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	船長は、御前崎港沖での遊漁を終え、令和5年9月23日14時ごろ御前崎港の岸壁に本船に係留し、後片付けを終えて、14時30分ごろ帰宅した。 本船は、9月25日06時40分ごろ僚船の船長に沈没しているところを発見された。 船長は、9月21日、機関室左舷後部の主機冷却海水配管系統の海水こし器を取り外し、点検及び清掃を終えた後、同海水配管に取り付けたが、取付け時には異状は確認できず、その後、本事故時まで水漏れ等の確認を行わなかった。 船長は、本事故後、点検及び清掃後の本船の航行中に海水こし器の不具合等は発生しなかったが、海水こし器の取付けが確実に行われておらず、同取付け部から海水が徐々に機関室に浸水し、沈没したのではないかと思った。
分析	本船は、御前崎港で係留中、海水こし器の取付けが確実に行われていなかったことから、同取付け部から海水が徐々に機関室に浸水し、沈没した可能性があると考えられる。

	<p>船長は、海水こし器の取付け後、同取付け部や機関室内の水漏れ等の点検・確認が十分でなかったものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、御前崎港で係留中、海水こし器の取付けが確実に行われていなかったため、同取付け部から海水が徐々に機関室に浸水し、沈没した可能性があると考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 船長は、海水こし器の点検・清掃等を行った直後は、取付け部からの浸水の有無について入念に点検するとともに、発航前点検において、水漏れ等の有無を毎回確認すること。